議案第39号

鳥取県職員定数条例の一部改正について

次のとおり鳥取県職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の 議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	正			改	正	前	
(定数)				(定数)				
第2条	職員の定数は、次のとおりとする。			第2条	第2条 職員の定数は、次のとおりとする。			
(1)	知事の事務部局の職員 2,977人			(1)	知事の事務部局の職員 2,996人			
ア	一般会計支弁に係る職員 2,967人		ア	一般会計支弁に係る職員 2,986人				
1	略			1	略			
(2)	教育委員会の事務	 易局及び学校その	他の教育機関の職員	(2)	教育委員会の事	事務局及び学校そ <i>の</i>	の他の教育機関の職員	
2, 3	2, 344人				2, 398人			
ア	県立学校の職員	2,077人		ア	県立学校の職員	2,124人		
1	アに掲げる職員以	外の職員 <u>267人</u>		1	アに掲げる職員	以外の職員 274人	_	
(3)	略			(3)	略			
(4)	監査委員の事務局	あの職員 <u>17人</u>		(4)	監査委員の事務	局の職員 <u>18人</u>		
(5)~	~(7) 略			(5)~	~(7) 略			
(8)	企業局の職員 63	<u>3人</u>		(8)	企業局の職員	66人		
(9)	略			(9)	略			
(10)	県費負担教職員	4,124人		(10)	県費負担教職員	4,172人		
2 略	略			2 略	2 略			